

令和3年5月21日

保護者様

亀山市立亀山東小学校
校長 伊達 弘

令和3年度の水泳授業（プール授業）の中止について

新緑の候、保護者の皆様には日頃から本校の教育活動に対しまして、ご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の新型コロナウイルスの感染状況は、全国各地で変異株の感染者が急増し、従来型とは異なって、児童への感染についても大きな心配となっています。亀山市におきましても、三重県に発出されました“まん延防止特別措置”の対象地域となっております。こうした状況の中、本年度の水泳授業について、新型コロナウイルス感染防止の観点から、安全な実施の方法について検討をいたしました。

しかしながら、水泳指導においては、マスクを外すことが必要であり、熱中症対策を加えて考慮すると、その時間も通常授業に比べて大変長いものとなります。また、文部科学省や市教委から示された感染対策及び指導上の留意点（※1）を考慮すると、本校の学校規模（児童数）に対して既存の施設状況（プールや更衣室、ビート版等の道具や口をゆすぐ水栓の共用、プール内外の児童間の距離を2m以上保つことなど）では、十分な感染対策をとることが難しい状況です。また、指導上の対策例においても児童の発達段階を考慮すると不可能なこと（低学年児童に会話や発声を行わないように指導することなど）があります。以上のような理由から、対策を講じてもなお、感染のリスクを回避することが難しいと判断いたしました。学校医からの専門的意見も同様でした。さらには、万が一、陽性者が出た場合には、水泳授業に関わっての濃厚接触者は、通常授業よりも多数に及ぶ可能性が高く、本校においては、昨年度に引き続き、今年度も水泳授業（プール授業）は、中止することといたします。（※2）

残念ではありますが、児童の健康安全と学習保障を考えた時、今般の状況に鑑み、今回の決定について、何卒、ご理解をいただきますようお願いいたします。

※1：文科省「学校の水泳授業における感染症対策について（令和3年4月9日）」
感染予防に関する記載の主なものを裏面に抜粋して掲載

※2：学習指導要領「D 体育編」で求められている、「水遊び」「水泳運動」の心得については、教室授業にて指導することとします。
また、学校安全計画にある「水難事故の防止」についても、学年に応じた内容を指導します。

文科省「学校の水泳授業における感染症対策について（令和3年4月9日）」より

3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は、2 m以上を保つことができるようにすること。

4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。

5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

